



新年あけましておめでとう
 ございます。
 今年も穏やかな天候に恵ま
 れ、会員の皆様におかれま
 しては、つつがなく新年をお
 迎えのこととお喜び申し上げ
 ます。
 昨年の我が国経済は、依然
 として個人消費に力強さは欠
 くものの、穏やかな拡大傾向
 が続いていると言われている
 反面、人手不足・少子高齢化・
 低い生産性・地方の疲弊等我



新年のご挨拶
 協同組合阪神商工共済会
 小野 勝

が国の構造的課題が山積して
 いるところですが、
 昨年は色々なことが起きま
 したね。
 全国各地では、自然災害で
 多大な被害をもたらした。未だ
 復興まで至らない都市があり、
 被災された方々が、一日も早
 く元の生活に戻れるよう祈る
 次第です。
 また大企業が受けた詐欺被
 害（55億円）や企業を再生し
 た会長が内部告発により逮捕
 されるなどという、前代未聞
 の事態が発生しました。
 一方では2019年9月に
 ラグビーワールドカップ世界
 大会を皮切りに、2025年
 の万博が大阪で開催されるこ
 とに決まり、2020年の東
 京オリンピック開催による経
 済効果への期待でわきに沸い
 ている東京経済と同様に、大
 阪にも活況が戻ってくると思
 待膨らんでいきます。
 現代社会では、いついかな
 るときに、何が起きてもおか
 しくない現在、すべて自己責
 任で終結されてしまいます。



会員の皆様もこころして企
 業をお守りいただきたい。
 そのためには、今多くの公
 的資金補助がなされています
 ので、各々の企業において利
 用できるものが何なのかを、
 ぜひ一度「協同組合阪神商工
 共済会」にお尋ねいただけれ
 ば幸いです。
 今年は四月に平成が終わる、
 五月から新元号の新たな時代
 でもあるイノシシの年です。
 「協同組合阪神商工共済会」
 が、会員の皆様と一丸となっ
 て、猪突邁進して参りたいと
 願っております。
 最後になりましたが、会員
 の皆様のご発展とご健勝並び
 にご多幸を祈念いたしました
 新年のご挨拶とさせていただきます。

消費税の軽減税率制度に関するQ&A(国税庁)が更新されました。

国税庁は軽減税率の適用の判断の難しい複数の項目の追加を行いました。
 具体的には次のようなケースです。

ケース	取扱い
スーパーマーケット等の休憩スペースでの飲食	スーパーマーケット等での飲食料品の販売は、通常は購入客がこれを持ち帰ることが前提であるため、軽減税率の対象であるが、休憩スペースで飲食する場合は税率10%が適用される。
出張の日当等	従業員に支給する出張の日当につき、仮に従業員等が軽減税率の対象となる飲食料品の購入に使ったとしても、これを実費精算するのでなければ、日当については税率10%が適用される
「新聞の譲渡」の範囲等	いわゆるスポーツ新聞や業界紙の販売は軽減税率。 コンビニエンスストア等の新聞の販売は税率10%。 「1週に2回以上発行する新聞」は1週に1回となる週があっても定期購読契約に基づくものであれば軽減税率。

厚生労働省が「たたき台」を公表
 同一労働同一賃金ガイドライン

厚生労働省の審議会は2018年8月、「同一労働同一賃金ガイドラインのたたき台」を提示しました。同一労働同一賃金に関する改正法が施行される2020年4月(派遣業以外の中小企業は2021年4月)までに、このたたき台をもとにガイドラインの詳細について検討が進められます。

このガイドラインは正社員と非正規雇用労働者との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、またはそうでないのかの原則となる考え方と具体例を示したものです。

具体的には次のようなものが示されています。(抜粋)

基本給：問題となる例 通常の労働者であるXが有期雇用労働者であるYに比べて多くの経験を有することを理由として、Xに対し、Yよりも基本給を高く支給しているが、Xのこれまでの経験はXの現在の業務に関連性を持たない。

役職手当：問題となる例 役職手当について、役職の内容に対して支給しているA社において、通常の労働者であるXの役職と同一の役職名であって同一の内容の役職に就く有期雇用労働者であるYに、Xに比べ役職手当を低く支給している。

精勤手当：問題とならない例 考課上、欠勤についてマイナス査定を行い、かつそのことを待遇に反映する通常の労働者であるXには、一定の日数以上出勤した場合に精勤手当を支給しているが、考課上、欠勤についてマイナス査定を行っていない有期雇用労働者であるYには、マイナス査定を行っていないこととの見合いの範囲内で、精勤手当を支給していない。

有限会社小泉商店

代表取締役 小泉 智

小泉商店は大正時代より、「新鮮で美味しい魚を届けたい」という想いを馳せながら両肩に天秤棒を担ぎながら神戸を駆け回って参りました。私が働き始めた当時は、市場のいわゆる対面販売の小売業を営んでおりました。今思えば、私たちの扱う魚を喜んで買ってくれる人がいるという自信はこの時期に培われたのだと思います。

現在は、その当時の小売から企業給食・全国の学校給食へとシフトし40数年が経ちました。さらに取扱商品も鮮魚に限らず、「食」全般へと拡大し、より多くの方に私たちの食材を口にしていただく機会も増えました。

実はこのように取扱商品を広げるきっかけは、1995年1月17日の阪神淡路大震災です。震災の一週間後、私たちの

ました。病气や老化等で体に障害のある人のことが気になるようになったのです。そしてその人たちに寄り添っておられる家族の大変な姿を思うと、いてもたってもいられなくなりました。

何かできることはないか、役に立てることはないかと考え始め、いつしか体を治して楽にしてあげたい思うようになり、今の鍼灸マッサージの仕事に就くことを決意しました。

会社を退職し、鍼灸の専門学校に通い国家試験に合格。在学中にアルバイトをしていた病院でリハビリの医師と



午後の病院での治療を終え、また往診治療に走るという日々です。とてもハードな毎日ですが、志が叶い、体の不自由な方や病気に苦しんでおられる方のお役にたて、喜んでいただけることが私の仕事の励みであり、やりがいとなっています。私が治療で大切にしている

居た新長田辺りはまだガスもなく、食べるものも限られていました。その中で私たちは姫路を拠点とするお得意先様からプロパンガスとコロッケを、さらに自らのルートでサンマを調達し、真冬の厳しい寒空の下、炊き出しを始めたのです。「食は人を元気にし、笑顔にする」「繋がり大切さ」を、その時に改めて感じる事が出来ました。

昨今ではアレルゲンに悩みを抱える方が増えております。そのため、私たちは無添加に着目した小泉商店独自の商品をお客様のご要望にお応えできるよう、日々商品開発を進めております。

商品やサービスに対するご質問・ご要望がございましたら何なりと私どもにお問い合わせ合わせください。これからも私たちはお客様が「安全で安心な食」を通して心豊かな生活を送り、より一層の笑顔のために、古き良きものを大切に、そして時代



神戸市兵庫区出家町2-4-16
078-652-7217

の変化を敏感に感じながら、新たに成長、進化し、信頼あるよき会社で居続けるよう努力してまいります。



東方見聞録



フアミリー鍼灸治療院

代表 福本 学

私は大学を卒業後企業に就職し、営業として働きだしましたが、毎月のノルマの達成に追われながらほぼ毎日の長時間労働、意味のない会議などに虚無感を覚える日々でした。

入社して五年目に、初めての子供(女の子)が生まれました。このことが私の転機となりました。

して勤務することになりました。当初は、来院患者の治療に専念し充実した毎日でした。

治療を続ける中で、寝たきりや、歩行困難で治療を受けに来られない方が多くおられることを知り、往診治療ができるようにフアミリー鍼灸治療院を開業しました。

名前のフアミリーは亡き父が長年経営していたフアミリー家具店の屋号をもらいました。現在は、勤務先の病院での午前の来院患者の治療終了後、午後の病院での治療までの間、フアミリー鍼灸治療院として自転車や車で鍼灸の往診治療に向かいます。

午後の病院での治療を終え、また往診治療に走るという日々です。

とてもハードな毎日ですが、志が叶い、体の不自由な方や病気に苦しんでおられる方のお役にたて、喜んでいただけることが私の仕事の励みであり、やりがいとなっています。私が治療で大切にしている



① 患者があきらめない限り治療をやめない(治療をあきらめない)。

② 患者の主訴を真摯に受け止めてそれに向き合い治療する(最後まで患者に寄り添う)。

③ 常連の患者でも常に新しい患者と思いつつ治療する。最後に人々の健康の手助けができる鍼灸マッサージ師という仕事に就けたことに感謝し今後も初心を忘れることなく治療に専念したいと思いません。

お身体に悩みのある方は相談をお待ちしています。

尼崎市東園田町3丁目88-20
06-6492-4179